

令和2年6月春日市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和2年6月19日(金) 開会午後2時00分
閉会午後2時35分
- (2) 場所 市役所本庁舎 406会議室

2 出席委員氏名(敬称略)及び人数

河鍋 好一、糸山 信行、武末 善和、山内 寿郎、池部 晴子
宇野 正勝、白水 善継、薛 芳子、高橋 正生、松尾 光子

以上 10 人

3 総会に附した議題及び審議の内容
別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

- (1) 動議 なし
- (2) 提案者

5 議事録署名員に指名された委員

薛 芳子、山内 寿郎

6 書記氏名

畠中 雄一

7 事務局出席者

小池 八太、杉浦 かおり、畠中 雄一、中村 丈一郎

令和2年6月定例総会議題及び審議内容

会長	<p>定刻となりました。ただ今から令和2年6月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員10名中10名の出席となっております。春日市農業委員会会議規則第6条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、春日市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
会長	<p>それでは、薛 委員と山内 委員にお願いいたします。また、本日の会議書記には事務局職員の畠中氏を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">報告第1号 農地転用及び非農地証明について</p>
会長	報告第1号について、事務局から説明願います。
事務局	<p>農地転用届出の受理件数は7件です。</p> <p>その内、4条届出が2件、5条届出が5件です。</p> <p>また、非農地証明願の件数は3件です。</p> <p>それぞれの届出について、担当の農業委員と現地確認を行い、問題がなかったこと、そして、届出内容について記載のとおりで間違いなく、添付書類も完備しておりましたことから事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。</p> <p>今回は事前に総会資料をお渡ししていたため1件ずつ確認はしませんが、何か気になる点等ご質問がありましたらお願いします。</p>
会長	ただいま事務局から報告がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(発言なし)
会長	<p>特に発言がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>続いて議事に入ります。事務局からの説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">議事第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p>
事務局	この度、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の申請がありました。農業委員会の証明が必要となりますので議案としてあげています。

	<p>農地等の相続税納税猶予制度についての資料を配布しております。 資料の1枚目、「農地等の相続税納税猶予制度のあらまし」をご覧ください。 ＜制度概要説明＞</p> <p>今回の申請内容について説明します。資料は53ページをご覧ください。 ＜証明願の内容を説明＞</p> <p>資料の2枚目、「相続税納税猶予の適用が受けられる人」をご覧ください。 租税特別措置法施行令の規定により、農業委員会が適格者であるかどうか証明する必要があります。 農業委員会が証明するのは、 ①被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたかどうか ②農業相続人が、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるかどうか 以上2点です。 ①について、別資料として申請者の営農計画書をつけていますが、平成31年産水稻生産実施計画書にあるとおり水稻作付をしており、市は水田協議会にて水稻作付の現地確認をしており、要件に該当すると思われます。 ②については、令和2年産水稻生産実施計画書に水稻作付を計画されているのと、5/12に山内委員と現地確認を行い、水稻の作付準備を確認しているため、要件に該当するものと思われます。</p> <p>説明は以上となります。</p>
各委員	(議案審議)
会長	それでは、被相続人及び農業相続人について、適格者として証明してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
会長	続いて議事第2号に入ります。事務局からの説明をお願いします。
事務局	<p style="text-align: center;">議事第2号 春日市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について</p> <p>61ページに案を載せています。 農業委員会等に関する法律第7条は、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない、という内容です。 春日市は農地が全て市街化区域内にあるため、最適化の推進をすることが難し</p>

	<p>く今まで指針を定めていませんでしたが、昨今の情勢により今回定めるものです。設定する必要がある指針は次の3点です。</p> <p><指針説明></p> <p>説明は以上となります。</p>
各委員	(議案審議)
会長	それでは、春日市農業委員会の指針として決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
会長	続きまして、議事第3号に入ります。事務局からの説明をお願いします。
	<p>議事第3号 春日市農業委員会事務の実施状況等について</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は毎年度その事務の実施状況等について公表する必要があります。</p> <p>今回その案を作成しましたので審議をお願いします。</p> <p>資料の65ページをお開きください。</p> <p><令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明></p> <p>資料の62ページをお開きください。</p> <p><令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明></p> <p>説明は以上となります。</p>
各委員	(議案審議)
会長	それでは、この実施状況等のとおり公表してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
会長	最後に、その他周知事項に入ります。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国農業新聞について 2 委員報酬について 3 今後の活動について

会長	全体を通してご意見やご質問はございませんか。
各委員	(意見及び質問なし)
会長	これもちまして令和2年6月定例総会を閉会いたします。

春日市農業委員会委員

春日市農業委員会委員